

学校図書館システム用端末等一式 貸貸借仕様書

令和7年4月

前橋市教育委員会事務局学務管理課

(目的)

第1条 前橋市立小中学校で運用している学校図書館システムにおいて、現行システム及び端末等のサポートが終了することから、図書館システムのバージョンアップ及び新たな端末等の調達を行い、学校図書館の円滑な運営を継続させることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本仕様書は、「学校図書館システム用端末等一式賃貸借業務」に伴う販売事業者及び賃貸借事業者の確定に適用する。

(物品の納入場所及び期限)

第3条 調達する物品の納入先及び数量は、別紙1のとおりとする。

2 各拠点への納入及び機器の設置並びに設定は、小学校及び中学校の夏季休業期間中（令和7年7月下旬から令和7年8月29日まで）に行い、令和7年9月30日までに新システムの稼働テストを行うこととする。

(賃貸借及び業務の期間)

第4条 賃貸借期間は令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

2 本調達は、条件付一般競争入札による賃貸借契約とし、第三者貸借方式とする。

(提出物)

第5条 賃貸借契約及び調達後の機器管理に使用するため、以下の各号に掲げる内容を記載した機器明細を作成し提出すること。

- 一 物品名称
- 二 製造事業者名
- 三 物品型番
- 四 製造番号、シリアルナンバーその他物品を一意に特定する番号
- 五 MACアドレス
- 六 単価
- 七 調達数量
- 八 販売価格
- 九 納入先拠点名
- 十 備考

(学校図書館システム用端末)

第6条 各学校の図書室に配備し、学校司書及び児童生徒が使用する端末を納品すること。

2 前項の端末は教育情報基盤の指導者系ネットワークに接続し、概ね以下の各号に掲げる用途に使用する。

- 一 図書室での図書の貸し出し
- 二 図書室での書誌情報及び資料情報の登録、変更、削除
- 三 図書室内へ掲示するポスター及びチラシその他の掲示物の作成

3 第1項の端末は法人向けの製品であることとし、以下の各号に掲げる要件を満たすこと。

- 一 製造事業者 群馬県内に保守拠点を有する者
- 二 形状 ノート型 PC
- 三 機器性能 以下に掲げる要件と同等以上の性能を有する装置

イ CPU

- (1) ブランド Intel 社
- (2) グレード等 Core i5-1335U と同等性能

ロ メモリ

- (1) メモリチップ規格 不問
- (2) 動作周波数 不問
- (3) 容量 16GB
- (4) 製造事業者 端末の製造事業者純正品

ハ ストレージ

- (1) 暗号化機能付フラッシュメモリディスク
- (2) 容量 256GB

ニ ネットワークインターフェース

- (1) 規格 1000BASE-T
- (2) 有線 LAN インターフェース数 1 ポート
- (3) 無線 IEEE 802.11 ax/ac/a/b/g/n 準拠 + Bluetooth V5.3

ホ 光学ドライブ スーパーマルチドライブ

ヘ FAN の冗長化 不要

ト 電源ユニットの冗長化 不要

チ USB ポート

- (1) ポート数
Type-C×1 USB3.2 Type-A×3

リ キーボード 日本語テンキー付きキーボード

ヌ ポインティングデバイス

(1) フラットポイント

(2) USB マウス

ル 外部出力ポート VGA 及び HDMI 及び USB (Type-C)

四 基本ソフトウェア

イ 製造事業者 Microsoft 社

ロ 製品名 Windows11Pro

ハ ビット数 64bit 版

五 電源供給 AC100V

六 前面カメラ 有効画素数約 92 万画素

七 背面カメラ 不要

八 重量 本体のみの重量が 2kg 程度

九 MIL-STD-810G 規格への対応 不問

十 ディスプレイ

イ 画面サイズ 15.6 インチ程度

ロ 表示画素数 1366×768 ドット 表示色 1677 万色

ハ 国際エネルギースタープログラムへの適合 必須

4 保守は不要とする。

5 調達台数及び設置場所は別紙 1 のとおりとする。

(図書室用インクジェットプリンタ)

第 7 条 各学校の図書室に配備し、学校司書が図書館業務で使用するプリンタを納品すること。

2 納品するプリンタは法人向けの製品であることとし、エプソン社製 PX-S382 もしくはそれと同等以上の性能を有すること。製品の大きさ（幅、奥行き等）は現在使用する製品（PX-S380）と同程度とする。

3 前項で調達するプリンタは、以下の各号に掲げる保守要件を満たした製品であること。

一 定期交換部品代及び消耗品代を含まない 5 年間の保守が付加されていること

二 修理は訪問修理対応であること

三 保守対応時間は平日 9 時から 17 時を含むこと

四 故障時には速やかに修理できる体制であること

4 前項第一号の保守は、オプション又は追加購入その他本体と別の商品である場合は、本調達に含め納入すること。

5 トナー及びインクの不足時には、各拠点においてその都度トナーカートリッジ又はインクカートリッジを消耗品として発注することから、従量制での使用料の請求が起こらない内容で製品又はサービスを選定すること。

- 6 納入するプリンタは、個人情報を取り扱うネットワークとインターネットに接続するネットワークの双方で使用する可能性があることから、ハードディスクその他の記憶装置を搭載していないこと。
- 7 各プリンタに設定する IP アドレスその他のネットワーク設定は、前橋市が別途指定する値を設定し納入すること。

(パソコンの環境基準への適合)

第 8 条 第 6 条の仕様で調達する端末機器は、国際エネルギー省プログラムへ適合した製品であること。

- 2 前項の機器は、省資源及び再生資源の利用を促進するため、以下の各号に掲げる基準に適合した環境配慮設計製品であること。

- 一 グリーン購入法への適合
- 二 PC グリーンラベルへの適合
- 三 グリーン購入ネットワーク登録

(プリンタの環境基準への適合)

第 9 条 第 7 条の仕様で調達するプリンタは、「前橋市環境物品等の調達の推進に関する方針」に基づき、以下の各号に掲げるすべての環境基準に合致する製品であること。

- 一 国際エネルギー省プログラムへの適合
 - 二 エコマークの取得
- 2 前項の機器は、省資源及び再生資源の利用を促進するため、以下の各号に掲げる基準に適合した環境配慮設計製品であること。
- 一 資源有効利用促進法に基づく PC リサイクル又はグリーン購入法への適合
 - 二 RoHS 指令への対応

(ソフトウェア)

第 10 条 本調達に伴い、以下の各号に掲げるアプリケーションソフトウェアを調達すること。

- 一 学校図書館システム
- イ 製造事業者 OEC 株式会社
- ロ 製品名称 探調 TOOL DX3 for SaaS
- ハ ライセンス数 77 式 (サービス利用料は本調達に含めないものとする。)
- ニ 問い合わせ先
- (1) 担当部署 東京支店
- (2) 担当者名 杉田 周一

(3) 連絡先 03-3457-7895

二 オフィスソフト

イ 製造事業者 Microsoft 社

ロ 製品名称 Office Home&Business 2021

ハ ライセンス数 79 式

2 調達する前項各号のライセンスの数量は別紙1のとおりとする。

3 調達する第1項第一号のソフトウェアに対して操作説明を行うこととし、操作説明の形態は拠点ごとの個別又は集合であることを問わない。操作マニュアルについてはデータで提供すること。

(学校図書館システムのデータ移行)

第11条 調達する端末には、現行端末で使用している旧版の同システムからデータを抽出して、前条第1項第一号の学校図書館システムに移行することとする。

2 現在稼働している学校図書館システムからのデータ抽出は、現行保守業者に依頼すること。

一 現行保守業者

イ 会社名 株式会社ナブアシスト

ロ 部署名 社会ビジネス営業部

ハ 担当者 望月 友成瑠

ニ 連絡先 027-372-3455

3 抽出データに含まれる児童生徒の名前その他個人情報、発注者が指定する文字列又は数値に変換すること。

4 抽出及び移行については図書館システム製造事業者が示す方法で作業することとする。作業に要する費用を第2項の現行保守業者へ見積依頼し、費用は本調達に含めること。

(端末の納入条件)

第12条 学校図書館システム用端末の納入にあたっては、本市教育情報ネットワークで稼働する状態で各拠点に納入すること。

2 学校図書館システムは、マスターイメージに対してセットアップするか、展開作業時にセットアップする方法のどちらかとする。

3 その他運用に必要なソフトウェアの設定等を行うこと。

(プリンタの納入条件)

第13条 プリンタまたは複合機は以下の各号に掲げる作業を済ませ、本市教育情報基盤で利用できる状態で納入すること。

一 教育情報基盤に登録することから、MACアドレスを納入前に報告すること。

- 二 増設カセットその他のオプション品を取り付けること。
- 三 本市が用意する設定仕様に基づき、納入時又は納入前にネットワーク設定をすること。
- 四 ネットワーク経由で印刷ができることを確認すること。
- 五 納入する機器は、新しい純正品とすること。

(事前作業に要する資源)

第14条 作業に要する場所は販売業者にて確保すること。

- 2 作業に要する作業台、コピー機その他の機材、部材、資材又は消耗品は販売事業者にて確保すること。

(その他条件)

第15条 納入する端末等の機器を各拠点の図書室に設置すること。

- 2 前項の設置において、同梱物品及びダンボール、発泡スチロールその他の梱包材は、販売業者にて所定の手順で分別し廃棄すること。ただし、賃貸人が梱包材を含めて物品の返却を求めた場合は廃棄又は解体せず、納品時と同じ状態で発注者が指示する場所へ搬入すること。
- 3 機器の電源、LAN ケーブルその他のケーブルは、教職員又は児童生徒の手足への絡まりに伴う転倒又は機器の落下その他の危険を防止するため、製造業者の注意するところに従い被覆の損傷及び電磁誘導加熱その他の劣化の生じない範囲で結束をすることとし、床にケーブルを敷設する場合には、多数の資料又は荷物を積載した台車などの踏圧で断線しないようモールで保護すること。
- 4 新たに電源タップを設置する場合は、トラッキング及び引っ掛かりによる抜け防止のため、電源タップは机又はキャビネットその他の位置固定的な備品にマグネット又はねじにより留めること。ただし、0A フロアで既設ケーブル長が不足する場合又は開孔できない場合その他やむをえない場合はこの限りではない。
- 5 納品物の運搬又は搬入に要する自動車、台車その他の機材、資材又は部材は販売業者にて確保すること。
- 6 梱包を解いてから納品物の運搬又は搬入をする場合は、毛布、エアキャップ、ウレタン材その他の納品物を保護する部材を使い破損のないよう取り扱うこと。
- 7 各拠点への入退は、管理簿への必要事項の記入、入退証の着用その他各拠点の定める方法に従うこと。
- 8 納品した物品を各拠点の職員に報告し、確認を受けること。

(現行機器の回収)

第16条 本件調達において、現行機器の回収は要しない。

(識別ラベル貼付)

第17条 納入する機器には、概ね以下の各号に掲げる場所に識別用ラベルを貼付すること。

なお、識別用ラベルは、少なくとも賃貸借期間中は印字が消えないものを用意すること。

- 一 ノート型パソコン 本体天板右手前
- 二 プリンタ 前面上部の液晶パネル付近

2 前項の識別用ラベルは、別紙2のレイアウト及び以下に掲げる事項を記載し作成すること。

記載事項

- 一 拠点名
- 二 ホスト名
- 三 賃貸借満了年月日
- 四 物件納入者
- 五 物件賃貸者

(支払方法)

第18条 前条までの物件の賃貸借契約における賃貸借料の支払い方法は、四半期ごとの最終月（3月、6月、9月及び12月）の末日以降に当該四半期分の賃借料を請求する（契約満了月の属する四半期においては、契約満了月の末日以降）こととし、発注者は適式な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払う。

(物件の返還)

第19条 賃貸借契約期間満了後は、発注者への譲渡は必要なく、納入者又は賃貸者の責任において速やかに当該物品を回収すること。

(長期継続契約)

第20条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳出予算の減額又は削除があった場合は、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

(疑義の決定等)

第21条 本仕様書等に記載のない事項や不明点については、発注者、納入者及び賃貸者が協議の上定めるものとする。